介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

防府東地域包括支援センターは介護保険の指定を受けています

（事業所番号　第　３５００６０００６３　号　）

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントについて、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容や地域包括支援センターの概要について次のとおり説明します。

☆介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

介護予防支援とは、要支援者が介護予防給付を利用する場合をさし、**介護予防ケアマネジメント**とは、要支援者及び基本チェックリストによる該当者（事業対象者）が訪問型サービス（第１号訪問事業）、通所型サービス（第１号通所事業）、その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）、地域の社会資源等を利用する場合のケマネジメントのことをさします。

ケアマネジメントはその利用するサービス等の内容からＡ・Ｂ・Ｃの種類があります。

１　事業者の概要

運営主体	社会福祉法人　周陽福祉会
運営主体の所在地	山口県防府市岸津二丁目２４番２０号
運営主体の代表者氏名	理事長　山 本 一 成
事業所名	防府東地域包括支援センター
事業所の所在地	山口県防府市緑町２丁目５－２３
事業所長（管理者氏名）	矢田　江利子
電話番号	０８３５－２７－０１５０
運営方針	地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
開設年月日	平成２７年４月１日

２　事業実施地域

防府市東地域（富海、牟礼、松崎）地区

３　営業日及び営業時間

営業日	月～金曜（祝日、年末年始１２月２９日から翌年１月３日を除く）
営業時間	午前８時３０分～午後５時１５分

４　職員体制　（令和８年１０月１日現在）

	常勤		非常勤	常勤換算
	専従	兼務		
管理者		１名		０．５名
保健師等		２名		１．５名
社会福祉士	２名	２名		３名
主任介護支援専門員	１名	２名		２名
介護支援専門員	２名			２名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：４０時間）で除した数です。

（例）週２０時間勤務の介護支援専門員が２名いる場合、常勤換算では、１名（２０時間×２名÷４０時間＝１名）となります。

５　介護予防ケアマネジメントの目的及び内容

要介護状態の予防と可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス、地域の住民主体の活動等の社会資源を活用しながら自分らしい生活を送るためのセルフマネジメントが継続できるよう支援を行います。

介護予防ケアマネジメントの種類

事業内容	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
アセスメント	実施	実施	実施（初回のみ）
プラン等の作成	介護予防サービス支援計画	介護予防手帳	簡易な介護予防サービス支援計画（必要時介護予防手帳）
プラン期間	１２か月	なし	なし
訪問・面接	３か月に１回 他月は電話	必要時	必要時
評価	年１回評価表を記入	なし （必要時の見直し）	なし （必要時の見直し）
プラン料の算定	毎月	毎月 （上限１２か月）	初回のみ

６　サービス内容と利用料金

地域包括支援センターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

（１）サービス内容（契約書第１条～６条参照）

① 介護予防サービス・支援計画書等の作成

介護保険で要支援と認定された方または、基本チェックリストにより事業対象者となられた方でサービスの利用を希望される場合は、担当職員が家庭訪問を行い、心身の状況や環境等を把握し、利用者の選択に基づき介護予防サービス、その他必要な保健・福祉・医療サービス、地域の社会資源などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画や介護予防手帳を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画書等の作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業所等との連絡を継続的に行い介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握し、目標に沿ってサービスが提供されるよう連絡調整を行います。なお、ケアマネジメントＢについては、サービスの利用がない場合であってもセルフマネジメントが継続できるような支援を行います。

ケアマネジメントＣについては、必要時に相談対応を行います。

また、利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請等に必要な援助を行います。

③ 介護予防サービス・支援計画書の変更

介護予防サービス・支援計画の変更の必要がある場合は、双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画の変更を行います。

＜サービス利用料金＞　（契約書第６条参照）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金については、介護保険から全額給付を受けるため、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者に介護保険料の滞納がある場合は、いったん自己負担となります。

（２）交通費と料金の支払い

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、地域包括支援センターのサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

サービス利用料金の支払いは、その都度お支払いください。

７　サービス利用等に関する留意事項

（１）サービス提供を行う担当職員（契約書第３条・１３条参照）

サービス提供時に、担当職員を決定します。

<担当者の交替>

① 地域包括支援センターからの担当職員の交替

都合により、担当職員を交替することがありますが、担当職員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合は、当該担当職員が業務上不適当と認め

られる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、地域包括支援センターに対して担当職員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の担当職員の指名はできません。

（２）契約の終了（契約書第９条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、次の事項に該当する場合は、当事業所との契約は終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者が要介護（１～５）認定となった場合又は居宅要支援者等でなくなった場合

③ 利用者が死亡もしくは、身体障害者療護施設等、介護保険適用除外施設への入所により介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

（３）契約の解約等（契約第７、８条参照）

① 利用者からの解除

利用者は、契約を終了する７日前までに地域包括支援センターに予告することにより、いつでも、この契約は解約することができます。

ただし、以下の場合は、即時に契約を解約、解除することができます。

ア　地域包括支援センターが作成した介護予防支援サービス・支援計画に同意できない場合

イ　地域包括支援センターが正当な理由なく本契約に定める介護予防支援等を実施しない場合

ウ　地域包括支援センターが守秘義務に違反した場合

エ　地域包括支援センターが故意又は過失により、利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を認める場合

② 地域包括支援センターからの契約解除

以下の事項に該当する場合は、本契約を解除させていただくことがあります。

ア　利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合

イ　利用者が、故意又は重大な過失により地域包括支援センター又は担当職員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

ウ　９（職員に対する不当な迷惑行為への対応について）③に基づき、不当な行為が改善されず、本契約の継続が困難であると判断した場合

（４）地域包括支援センターの義務（契約書第５条、１０条参照）

① 利用者に提供した介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて記録を作成し、その完結の日から５年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

② 地域包括支援センター又は担当職員は、介護予防支援･介護予防ケアマネジメントを提供する上で知りえた利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者

に漏洩しません。（守秘義務）

なお、個人情報は、地域包括支援センター又は業務委託先居宅介護支援事業所が介護保険法に関する法令に従い、介護予防サービス・支援計画作成に必要な場合、及びこれに沿ってサービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合に使用するものとします。

③ 介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行うものとします。

④ 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行にむけて、事前に利用者又はその家族に対し担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてもらうよう求めるものとします。

8　虐待の防止について

地域包括支援センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の取組を実施します。

① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について事業者等に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③ 事業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者（管理者：矢田江利子）

⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

9　職員に対する不当な迷惑行為への対応について

地域包括支援センターは、利用者が安心してサービスをご利用いただけるよう、また、職員が安全に業務を遂行できるよう、職員に対する不当な迷惑行為をはじめとする不適切な言動に対して、次のとおり対応します。

① 不当な行為の禁止

利用者またはご家族等の関係者は、サービスを安全かつ円滑に提供するため、当センター職員に対し、次の不当な迷惑行為を行ってはならないものとします。

（１）職員に対する大声、暴言、脅迫、侮辱（人格を否定する言葉など）

（２）職員に対する身体的な暴力（叩く、蹴る、胸ぐらをつかむ、物を投げるなど）

（３）職員に対する性的な嫌がらせ（性的な言動、不必要な身体接触など）

（４）法令や契約、介護計画（ケアプラン）の範囲を超える、過剰または不当な要求

（５）長時間の拘束（執拗な説教、正当な理由のない長時間の電話など）により、他の業務を妨げる行為

（６）その他、当センターの業務運営を著しく阻害し、または職員の人格権を妨げる行為

② 不当な行為に対する地域包括支援センターの対応

万が一、①に該当する行為が認められた場合、地域包括支援センターは職員の安全確保および適切なサービス提供のため、次の対応を行うことがあります。

（１）口頭または書面による、行為の改善を求める警告

（２）サービス提供方法の変更（職員の複数名対応、対応時間の制限など）

（３）事実関係の正確な把握および職員の安全確保を目的とした、面接内容や通話内容の録音・録画（これらのデータは本事項に該当する目的以外には使用しません）

③ 契約解除の検討

地域包括支援センターによる警告や対応変更を行った後も、①に定める不当な行為が改善されず、職員の心身の安全が脅かされ、利用者との信頼関係の維持が困難であると判断した場合、７（３）②（地域包括支援センターからの解約解除）の定めに従い、本契約を解除する場合があります。

１０　苦情の受付について

（１）苦情の受付

地域包括支援センターに対する苦情や相談は、以下の専用窓口で受付けます。

〇苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕防府東地域包括支援センター管理者　矢田江利子（電話２７－０１５０）

〇受付時間　　月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

８：３０～１７：１５

（２）行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地	受付時間	電話	ＦＡＸ
防府市高齢福祉課	防府市寿町７番１号	（月～金） 8:30～17:15	(0835) 25-2979	(0835) 27-0098
山口県国民健康保険団体連合会	山口市大字朝田 １９８０番地の７	（月～金） 9:00～17:00	(083) 995-1010	(083) 934-3665

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

説明者　■ 防府東地域包括支援センター職員

□ 同センターより業務委託を受けた居宅介護支援事業所職員

事業所名（　　）

職名　　氏名

私は、本書面により、事業者から介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

また、サービスの提供開始及びサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

利用者　　住　所

氏　名

利用者氏名代筆者

住　所

氏　名

本人との関係

代筆の事由